**表２　平和条項の態様と採用国数**

２０１７年４月末日更新

（駒澤大学名誉教授　西　　修）

1. 平和政策の推進（平和を国家目標に設定している国などを含む）　アルバニア、インドネシア、インドなど

②国際協和（国連憲章、世界人権宣言の遵守、平和的共存などを含む）　アルゼンチン、ハンガリー、ポルトガルなど

1. 内政不干渉　ブラジル、中国、タイなど

④非同盟政策　アンゴラ、モザンビーク、ナミビアなど

⑤中立政策　オーストリア、スイス、マルタなど

⑥軍縮　バングラデシュ、カーボベルデ、東チモールなど

⑦国際組織への参加ないし国家権力の一部委譲　デンマーク、フランス、ドイツなど

⑧国際紛争の平和的解決　アルジェリア、エクアドル、ニカラグアなど

⑨侵略戦争の否認　フランス、ドイツ、韓国など

⑩テロ行為の排除　スペイン、ブラジル、チリなど

⑪国際紛争を解決する手段としての戦争放棄　アゼルバイジャン、エクアドル、イタリア、日本

⑫国家政策を遂行する手段としての戦争放棄　フィリピン

⑬外国軍隊の通過禁止・外国軍事基地の非設置　ベルギー、モンゴル、フィリピンなど。

⑭核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除　カンボジア、コロンビア、パラオなど

⑮（自衛以外の）軍隊の不保持　コスタリカ、パナマ

⑯軍隊の行動に対する規制（シビリアンコントロールを含む）　パプア・ニューギニア、南アフリカ、ネパールなど

⑰戦争の宣伝（煽動）行為の禁止　クロアチア、リトアニア、タジキスタンなど

**＊１項目でも規定のある成典化憲法国　１８９カ国中１５９カ国（８４．１％）**